

平成 2 1 年 1 1 月 2 7 日開会

平成 2 1 年 1 1 月 2 7 日閉会

平成 2 1 年 1 1 月 第 3 回臨時会会議録

小 豆 島 町 議 会

平成 2 1 年 第 3 回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第 5 4 号

平成 2 1 年第 3 回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 2 1 年 1 1 月 1 7 日

小豆島町長 坂 下 一 朗

記

- 1 . 期 日 平成 2 1 年 1 1 月 2 7 日 (金)
- 2 . 場 所 小豆島町役場 議場
- 3 . 付議事件 (1) 小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
(2) 平成 2 1 年度小豆島町一般会計補正予算 (第 4 号)
(3) 平成 2 1 年度小豆島町病院事業会計補正予算 (第 2 号)

開 会 平成 2 1 年 1 1 月 2 7 日 (金曜日) 午後 1 時

閉 会 平成 2 1 年 1 1 月 2 7 日 (金曜日) 午後 1 時 4 5 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席

欠席 ×

議席 番号	氏 名	11月27日		
1	秋 長 正 幸			
2	藤 本 傳 夫			
3	森 口 久 士			
4	森 崇			
5	谷 清			
6	新 名 教 男			
7	安 井 信 之			
8	井 上 喜 代 文			
10	植 松 勝 太 郎			
11	渡 辺 慧			
12	新 茶 善 昭			
13	藤 井 源 詞			
14	村 上 久 美			
15	鍋 谷 真 由 美			
16	中 江 正			
17	浜 口 勇			
18	中 村 勝 利			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日		
町 長	坂 下 一 朗			
副 町 長	吉 岡 忠 昭			
教 育 長	明 田 隆 雄			
総 務 課 長	竹 内 章 介			
企 画 財 政 課 長	松 本 篤			
税 務 課 長	森 下 安 博			
住 民 福 祉 課 長	棟 保 博			
保 健 事 業 課 長	村 口 佐 吉			
介 護 事 業 課 長	谷 本 広 志			
環 境 衛 生 課 長	堀 田 俊 二			
商 工 観 光 課 長	島 田 憲 明			
オ リ ー プ 課 長	中 塚 昭 仁			
農 林 水 産 課 長	平 井 俊 秀			
建 設 課 長	岡 本 安 司			
人 権 対 策 課 長	宗 保 孝 治			
池田総合窓口センター所長	岡 秀 安			
会 計 管 理 者	高 橋 龍 司			
収 納 対 策 室 長	谷 部 達 海			
水 道 課 長	曾 根 為 義			
学 校 教 育 課 長	中 桐 久 志			
社 会 教 育 課 長	森 弘 章			
介護老人保健施設事務長	(兼)谷 本 広 志			
病 院 事 務 長	莊 野 守			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 真渡 健

議事日程

別 紙 の と お り

平成21年第3回小豆島町議会臨時会議事日程(第1号)

平成21年11月27日(金)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第65号. 小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第4 議案第66号. 平成21年度小豆島町一般会計補正予算(第4号) (町長提出)
- 第5 議案第67号. 平成21年度小豆島町病院事業会計補正予算(第2号)(町長提出)

開会 午後1時

議長（中村勝利君） こんにちは。

今日は、何かとご多忙なところ、ご参集くださいまして、ありがとうございます。

今期臨時会の議事日程等につきましては、去る11月24日開催しました議会運営委員会において、お手元に配布のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、去る10月9日に開催されました、四国地区町村議会研修会におきまして、四国地区町村議会議長会表彰規程に基づく自治功労者表彰が行われました。

また11月11日全国町村議会議長会創立60周年記念町村議会議長会全国大会におきまして、特別表彰者推薦基準に基づく特別表彰が行われましたので、ただいまから、表彰伝達式を行います。

議会事務局長（真渡 健君） それでは、受賞者のお名前を読み上げますので、前へお進みください。

四国地区町村議会議長会表彰、議員中江正殿。

議長（中村勝利君）

表彰状

香川県小豆島町議会議員 中江正殿

あなたは、町村議会議員として20年の長きにわたり地方自治の振興発展に寄与せられ、その功績はまことに顕著であります。よってここに表彰します。

平成21年10月9日

四国地区町村議会議長会会長 西村良彰

おめでとうございます。

（拍手）

議会事務局長（真渡 健君） 全国町村議会議長会創立60周年記念町村議会議長会表彰、議員 浜口勇殿。

議長（中村勝利君）

表彰状

香川県小豆島町議会議員 浜口勇殿

あなたは、永年にわたり町村議会議員として地域社会の発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著であります。よって本会創立60周年式典にあたり特別表彰します。

平成21年11月11日

全国町村議会議長会会長 野村弘

おめでとうございます。

(拍手)

議長(中村勝利君) 浜口議員、中江議員おめでとうございます。

以上で、表彰伝達式を終わります。

次に、町長から今期臨時会招集のごあいさつがあります。町長。

町長(坂下一朗君) 本日、小豆島町議会第3回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には何かとご多用な中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年も紅葉のシーズンの到来とともに、多くの観光客が小豆島を訪れ、寒霞渓やオリーブ公園など町内の観光施設も多くの観光客で賑わいをみせているところでございます。すでに山頂部では紅葉も終わりつつあるようでございますが、観光は小豆島の経済にとって非常に大きな役割を持つものであり、こうした賑わいが一日でも長く続くことを願わずにはられません。

一方、国政に目を向けますと、連日のマスコミ報道でもご承知のとおり、国の予算編成作業は大きく様変わりをしており、政権交代の影響を強く認識すると同時に、地方財政の行き先にも強い不安を感じざるを得ないところでございます。

町といたしましては、今後国の動向を注視しつつ、より効率的効果的な財政運営を基本として来年度予算の編成作業を進めて参りたいと考えているところでございます。

さて、本臨時会は条例案件1件、補正予算の審議2件をお願いすることとなっております。議案の内容につきましては後ほど説明をさせていただきますが、十分ご審議いただきご議決賜りますようお願いいたします。

以上、簡単でございますが、今期臨時会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長(中村勝利君) ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、本日の第3回臨時会は成立しました。

これより開会します。(午後1時7分)

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程は、お手元に配布のとおりです。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長(中村勝利君) 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、15番鍋谷真由美議員、16番中江正議員を指名しますので、よろし

くお願いします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長（中村勝利君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、今期臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 議案第65号 小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
について

議長（中村勝利君） 次、日程第3、議案第65号、小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第65号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、国家公務員及び他の地方公共団体との均衡等を考慮し、本年8月11日付の人事院勧告並びに本年10月9日付の香川県人事委員会勧告の内容に沿って、小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正しようとするものでございます。内容につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第65号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。町長から申しましたように人事院の職員の給与に関する勧告、及び香川県人事委員会の職員の給与等に関する報告と勧告の趣旨を踏まえ、他の地方公共団体の職員との均衡等を考慮いたしまして、給料表並びに諸手当の改定等を行うものでございます。ちなみに国におきましても給与法の改正案、昨日衆議院の可決をいたしまして、本日の参議院で午後から委員会審議がされるようでございます。

内容につきまして改正後の条項に沿って説明いたします。新旧対照表でございますが、第1条、小豆島町職員の給与に関する条例の一部改正第1の表をご覧ください。第4条は給料表でございますが、後の別表で説明いたします。2ページ、第10条の2は住居手当の改

正で自宅にかかる住居手当、これまで新築または購入から5年間月額2,500円を支給していましたが、これを廃止するものでございます。

第20条第2項は期末手当の改正で、本年12月期に支給する期末手当の支給割合を現行の100分の160を100分の150に改めるものでございます。同条第3項につきましては、再任用職員について12月期の支給割合を現行の100分の85を100分の80に改めるものでございます。

3ページ、第21条第2項は勤勉手当の改正で、本年12月期に支給する勤勉手当の支給割合を現行の100分の75を100分の70に改めるものでございます。

別表第1は行政職と医療職2表の給料表の改定でございます。若年層及び医療職給料表第1表、これは医師の給料でございます。若年層と医師を除きまして給料月額を平均0.2%引き下げております。

とびまして12ページ、第1条第2の表をご覧ください。第20条第2項は平成22年度以降、6月期に支給する期末手当の支給割合を100分の140から100分の125に引き下げるもの、同条第3項は再任用職員について6月期の支給割合を100分の75を100分の65に、12月期の支給割合を現行の100分の80を100分の85に改めるものでございます。

第21条第2項は平成22年度以降に支給する勤勉手当の支給割合で、13ページのとおり再任用職員について12月期の支給割合を現行の100分の40を改め100分の35とするものでございます。

第2条の表、これは平成18年改正条例の一部改正でございます。18年改正附則第6項の改正です。給与構造改革の給与水準引き下げに伴います経過措置額の算定基礎となる額について、引き下げ改定が行われる給料月額を受ける職員を対象に100分の99.76を乗じて得た額に引き下げるものです。

14ページ附則第1項で施行期日を本年12月1日とするものでございますが、第1条の改正規定中第2の表の改正部分につきましては22年4月1日からの施行となります。

附則第2項は公務員給与の均衡を図るために減額対象職員について21年12月期の期末手当の額に特例措置を設けまして、4月1日から12月1日までの給与に100分の0.24を乗じて得た額を減額調整するものでございます。

附則第3項は企業職員であった期間に受けた給料等に相当する部分につきましても均衡を考慮して減額調整するものでございます。附則第3項は規則への委任でございます。以上で改正内容の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番安井議員。

7番（安井信之君） 今回職員の給料をとということですが、公々なりの職員のほうにも適用というふうな形になっておるのか、その辺お伺いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） これはあくまで一般職の職員の給与の改定でございます、公社については全く連動しておりません。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 具体的な金額で職員の方どれくらい減るのかということをお教えいただきたい。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 今回の影響につきまして、モデルと申しますか平均的な42歳の大卒の係長級をとってみますと13万1485円の減額と、年間ですが、影響があると試算しております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。7番安井議員。

7番（安井信之君） 先ほどの続きになるんですが、公社の職員の給料体系と言うか期末手当なりの割合というのは一般職員とだいぶ違うというふうな事で今回見送るというふうな形と考えておったらいいんでしょうか。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 公社はあくまでも独立した機関でありまして、理事長の下でそれぞれが給与体系を作っておりますし、ボーナスについても独自の査定を行っているようなことでございますので、町が介入するべきではないというふうに思います。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） こんなときに言うたら何ですけど、全国下がっていると思います。しかし、公務員の賃金を全国一斉に下げるということになって、日本全体がいったいどうなると思われているのか、と思います。そのことをお尋ねします。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） デフレが起きかけておるといいますか、デフレに入っていると思いますが、今までも地域の経済という事でこういう小さい町でありますと公務員の給与が下がったら、それが逆に民間に反映して公務員が下がったら民間も下がるというような結果が生じたりもしたという事で、影響は少なからずあるかと思いますが、逆に申しますとこれだけ民間の経営が逼迫して給与と申しますか賃金が下がっており、公務員だけがという訳にはいかないような状況であろうかと思っております。

最初に申しましたように人事院勧告につきましても、対象は50人以上の企業の賃金をみての話であります、正社員を対象にしての比較でございますので、盛んに言われておりますような非正規職員でありますとか、そういったワーキングプアと言われる方たちのことも考えますと、ここで公務員がいやもう下げんのじゃというのはなかなか難しいんじゃないかと考えます。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） 総務課長が言われたのはスパイラル、いわゆる公務員が下がったら民間が下がる、民間が下がったらなんぼでも下がっていくパターンにもうすでに入っていると思いますので、考え直していただきたいと。

一つだけお願いしたいんですけど、公務員がいいという概念がちょっとあると思うんですけど、年休の消化率これだけを知らせて欲しいと思うんですけど。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 細かい数字は分かりませんが、先に定期監査でそのあたりも監査委員さんによくみていただきましたが、年間10日を取るような職員はあまりおらんというような状況であったと思います。

議長（中村勝利君） 16番中江議員。

16番（中江 正君） 先ほど来からでている、いわゆる同年代で県職員、町職員の差がかなりあると思うんですけど、どのくらいあるんですか。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 県職との具体的な比較についてはちょっと定かではございませんが、ご存知のように給料表につきましては1級からずっと順序あるわけですが、県あたりですと1級から11級まで使っているかなと思います。市では1級から8級、町はこんまいところやから6級までしか、つこたらいかんという決めがございますので、町の場合は課長で6級ということですから、おのずと8級までいく県との差は大きいかと思えます。

ただ、県につきましては独自の給与カットも行っておりますので一概に比較はしにくいかなと。ですから、今回の対応につきましても、県はうちとは対応が少し異なるように聞いております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私はこの議案第65号に反対の立場から討論を行います。

まず、人事院勧告の趣旨に基づき給料等の額の改定を行うということですが、この人事院勧告は8月に旧自公政権下で出されたものです。2002年に小泉内閣が打ち出した総人件費抑制政策が本来中立であるべき人事院にも押し付けられ、この間の人事院勧告は国家公務員の労働基本権を制約する代償措置とはとうていいえない歪められたものになっております。公務員の給与引き下げは民間の給与と景気にも深刻な影響をもたらすものです。深刻な景気悪化の中、家計を応援し内需主導経済に切り替えが求められているときに、そのための補正予算まで出しながら給料を引き下げるとは、消費低迷と景気悪化の悪のスパイラルを加速させることにしかありません。今とるべき道は小手先の出費を抑えることではなく、内需拡大のためにも家計を温めることです。それが地域の経済にも巡り巡って大きな影響を与えることになると思います。

また、一人ひとりの職員には生活があり、それを大切にすることが私たちの役割でもあります。町職員が全体の奉仕者として公共の利益のために全力を挙げてそれに専念しなければならないとした地方公務員法にのっとり、一番の任務である住民奉仕という仕事を全うするためにも雇用と生活は守らなければなりません。

今民間で働く人たちが苦しいから公務員も同じように減らすべきだというのではなく、深刻な経済状態の中でまず雇用や社会保障、中小企業対策費を優先させ、庶民の暮らしを守ることに政治の責任があると思います。以上のことから職員の給与手当を大幅に引き下げるこの条例改正には同意できません。

最後に特別職の手当が連動して引き下げになると思いますが、このことには賛成の立場であるという事を付け加えて討論いたします。以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 議案第65号について賛成の立場で討論いたします。今回の改正条例は人事院勧告、及び県人事委員会の勧告を参考に国家公務員や他の地方公共団体の職員との均衡等を考慮した減額改定であります。勧告の趣旨が公務員給与が民間給与を上回る状況を解消しようというものであり、さらには本町の財政状況が楽観視できない状況にあり、行財政改革の推進が求められる事などから本条例改正は適切かつ妥当であり本議案に賛成いたします。

議長（中村勝利君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第65号は、原案どおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第65号は、原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第66号 平成21年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）

日程第5 議案第67号 平成21年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）

議長（中村勝利君） 次、日程第4、議案第66号平成21年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）日程第5、議案第67号平成21年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）は、相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第66号平成21年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由のご説明を申しあげます。

小豆島町一般会計補正予算第4号で追加補正をお願いします額は、1億1012万6千円でございます。補正の内容といたしましては、総務費1413万9千円、衛生費1489万4千円、農林水産業費400万円、商工費6600万円、土木費810万円、教育費299万3千円となっております。詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申しあげます。

なお、議案第67号小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）につきましても、内海病院事務長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申しあげます。

議長（中村勝利君） 次、日程第4、議案第66号平成21年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）の内容説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 議案第66号平成21年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申しあげます。今回の補正予算は防災行政無線デジタル化事業にかかわる施設整備事業債の拡充や取扱の変更等にともない、国の1次補正予算に盛り込まれた地域活性化経済危機対策臨時交付金に充当残が生じたことから、当該交付金を有効に活用すべく新たな事業を追加することが主な内容でございます。政権交代により国の動向が不透明な中、早い時期に予算措置すべきと判断いたしまして、今回の臨時町議会に提案させていただいたものでございます。

上程議案集の16ページをお願いいたします。まず第1条は歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれに1億1012万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億374万8千円とするものでございます。

第2条は地方債の変更であります。18ページの第2表、地方債補正のように防災行政無線デジタル化事業債を補正後のように変更するものでございます。防災行政無線デジタル化事業債の起債は、合併特例債と施設整備事業債で当初と変更はございません。

それでは補正予算の内容をご説明申し上げます。別冊の平成21年度小豆島町一般会計補正予算(第4号)説明書の5ページ、6ページをお開き願います。まず、歳入の補正でございます。14款国庫支出金2項6目1節総務費補助金700万円でございます。これは国の1次補正にかかわるもので、新たに道路の舗装修繕が国庫補助対象となったことから6月議会で補正をお願いしました町道の舗装修繕事業に対する補助残800万円の約90%に対して地域活性化公共投資臨時交付金が交付されるものでございます。なお、本交付金につきましては、充当事業を任意に選択できることから地域活性化経済危機対策臨時交付金と同様に、総務費補助金として受入れしようとするものでございます。

次に15款県支出金2項5目2節道路橋梁費補助金143万5千円であります。これは道路新設改良事業に対して県から補助金の追加内示があったため、増額するものでございます。なお補助率は35%となっております。

次に19款繰越金1項1目1節前年度繰越金289万1千円ですが、今回の補正による一般財源の必要額をここで対応いたしております。

次に21款町債1項1目1節総務債、9880万円であります。これは冒頭に申しあげたとおり、防災行政無線デジタル化事業に関わる施設整備事業債の拡充と取扱の変更にともない、これを有効活用するため地域活性化経済危機対策臨時交付金を他の事業に充当する必要性が生じたことから、施設整備事業債とともに合併特例債を増額発行するため、防災行政無線デジタル化事業債を増額補正するものでございます。

以上歳入の補正額合計は、1億1012万6千円となっております。

次に歳出の説明を申し上げます。7ページ、8ページをお開きください。2款総務費1項13目防災諸費15節工事請負費1413万9千円あります。これは個別受信機にかかわる最新の研究結果に基づき、受信レベルの見直しを行った結果、外部アンテナの必要数が増加したものでございます。あわせて歳入でご説明申しあげましたとおり、防災行政無線デジタル化事業に対して、施設整備事業債が拡充されたこと等から財源更正を行うものでございます。

次に4款衛生費2項3目し尿処理費18節備品購入費580万6千円であります。これは、地域活性化経済危機対策臨時交付金、以下交付金と申しあげますが、この交付金を活用いたしまして、老朽化したし尿収集車を平成27年度燃費基準達成車に更新するものでございます。

同じく4款4項1目病院費19節負担金補助及び交付金908万8千円でございます。これも交付金を活用いたしまして、医師確保対策の一環として老朽化した医師住宅の改築に向け、既存の医師住宅3戸の撤去と、新たに整備する医師住宅の設計業務を実施するものでございます。あわせて6月補正をお願いいたしました新型インフルエンザ対策に関わる人工呼吸器の整備が完了いたしましたので、実績額に応じて減額補正するものでございます。

次に6款農林水産業費3項3目漁港建設費15節工事請負費400万円でございます。これも交付金を活用いたしまして、入部漁港の高潮対策を実施するものでございます。入部漁港につきましては、一部護岸が低い部分があり高潮被害を受けていたことから、今回当該箇所を整備するものでございます。

次に7款商工費1項4目観光施設費15節工事請負費6600万円でございます。一部応急措置を講じて稼働させておりますオリーブ記念館の浄化槽を全面的に改修いたしますとともに、部分的な補修で対応しておりましたふるさと村イベント広場のテント屋根の張替え工事等を実施するものでございます。両設備ともに基幹的な施設設備ではございますが、これまで財源が確保できず大規模改修等を見送っておりましたが、今回交付金を活用いたしまして事業化するものでございます。

次に8款土木費2項3目道路新設改良費15節工事請負費410万円であります。これも歳入でも説明申しあげましたとおり、単県補助事業について増額内示がございましたので、増額補正するものでございます。なお、これによりまして、西条西川2号線につきましては、本年度単年度で改修事業を完了いたします。

また、公共投資臨時交付金を本事業に充当することといたしましたので、一般財源が減額となる財源更正を行うものでございます。同じく8款4項2目港湾建設費15節工事請負費400万円でございます。これも交付金を活用いたしまして、吉野地区の高潮対策を実施するもので、老朽化が著しく操作が困難となっております吉野崎港の水門につきましては、護岸改修にあわせて設置場所を下流側に変更いたしますとともに、既存のゲートに比べ本体を上昇させた水門を新たに設置するものでございます。

めくっていただきまして9ページ、10ページをご覧ください。10款教育費、1項2目事務費13節委託料26万3千円及び15節工事請負費273万円でございます。福田教員住宅についま

しては、民有地に建設しており、福田小学校の安田小学校への統合後、土地所有者と協議いたしましたところ、撤去して欲しいとの申し出がございましたので、今回交付金を活用いたしまして撤去するものでございます。

同じく10款2項小学校費2目教育振興費及び3項中学校費2目教育振興費でございます。これは9月補正をお願いした理科教育設備整備費等補助事業につきまして、文部科学省の資料には交付金が活用可能と明記されておりましたことから9月補正では交付金を充當いたしておりましたが、事業実施に際しまして再度県に確認いたしましたところ、公立補助事業については交付金の充當は不可であるとの回答を得たため、今回財源更正を行うものでございます。

以上、歳出予算の補正総額は、1億1012万6千円となっております。これで一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第66号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案どおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、日程第5、議案第67号平成21年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。病院事務長。

病院事務長（莊野 守君） 議案第67号平成21年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。上程議案集の19ページをお願いいたします。議案第67号平成21年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、第2条は収益的収入及び支出の予定額の補正でありまして、収入は第1款病院事業収益第1項医業収益の既決予定額25億2096万5千円に補正予定額389万円を加え、25億2485万5千円に、支出につきましては第1款病院事業費用第1項医業費用の既決予定額27億6881万4千円に

補正予定額389万円を加え、27億7270万4千円に補正しようとするものであります。

第3条につきましては、資本的収入及び支出の予定額の補正でありまして、収入は第1款資本的収入、第1項負担金の既決予定額、1億6815万2千円に補正予定額519万8千円を加え、1億7335万円に、支出につきましては第1款資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額4600万円に補正予定額519万8千円を加え、5119万8千円に補正しようとするものであります。

内容につきましては、先ほど一般会計補正予算との説明が重なりますが、補正予算説明書の最後のページ、12ページをお願いします。補正予算実施計画の収益的収入第1款病院事業収益、第1項医業収益第3目その他医業収益の補正予定額389万円につきましては、老朽化した医師住宅の解体撤去に係る費用につきましては、一般会計からの負担金として収入するものであります。

支出の第1款病院事業費用第1項医業費用第5目資産減耗費の補正予定額389万円につきましては、収入でご説明申しあげました医師住宅3戸分の解体撤去にかかる費用でございます。下の資本的収入の第1款資本的収入第1項負担金、第1目他会計負担金の補正予定額519万8千円の内訳でございますが、備考欄にありますように新型インフルエンザ対策負担金、これにつきましては6月定例議会の補正予算で600万円の増額補正の議決をいただきましたが、事業費が575万4千円に確定したことによりまして、24万6千円を減額しようとするものであります。

下の医師住宅整備事業等負担金(新医師住宅設計委託分)でございますが、544万4千円を同じく一般会計から収入するものでございます。

下の支出でございますが、第1款資本的支出第1項建設改良費第1目設備整備費が収入のところの説明しました新型インフルエンザ対策負担金の事業としまして、人工呼吸器2台を整備しましたが、事業費の確定によりまして24万6千円を減額、2目施設整備費が医師確保対策の一つとしまして医師住宅建設を計画していますが、その医師住宅の設計委託料544万4千円を補正しようとするものであります。以上簡単でございますが、ご説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(中村勝利君) これから質疑を行います。質疑はありますか。14番村上議員。

14番(村上久美君) 今回の医師の住宅ということですが、今後ですね、どのような構造による住宅を建てようというのか、以前は三戸前の住宅を撤去ということですが、広さとか等についての内容について伺いたいと思います。

議長(中村勝利君) 病院事務長。

病院事務長（莊野 守君） 今現在の構想でございますが、構造につきましては鉄筋コンクリート造の2階建て、集合住宅で4戸程度を整備しようと考えております。延べ床面積につきましては、490㎡でございます、住居1戸あたりの面積につきましては、90㎡程度を予定しております。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第67号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案どおり可決されました。

以上で、今期臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成21年第3回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後1時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員